

事業者名 KAN株式会社
営業所名 本社営業所

社長	統括安全管理	運行管理
秋山	井谷	沖村

特別指導記録 < 初任運転者 >

旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項による

運転者名	選任年月日	指導時間		ドライブレコーダー記録のファイル名
①	令和8年7月16日	座学指導①～⑥ 12時間43分	実技指導⑦ 24時間30分	2026年7月9日～15日 ① 3001

①～⑥までの項目(座学指導)について合計で10時間以上実施すること
⑦の項目(実技指導)について、20時間以上実施すること。

初任運転者への特別な指導内容		実施内容	チェック	実施日・時間	指導者
①	事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項	・法令に基づき運転者が遵守すべき事項 ・交通ルールの遵守と理解 ・運行指示書の遵守と理解 ・安全運行の基本的な心構え	☒ ☒ ☒ ☒	令和8年6月5日 3時間32分	グッドラーニング
②	事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法	・自動車の基本的な構造及び装置の概要 ・車高、視野、死角、内輪差等の理解 ・日常点検の方法	☒ ☒ ☒	令和8年6月5日 0時間53分	グッドラーニング
		◎運転する自動車と同一の車種区分の自動車をを用いた指導	☒	令和8年7月8日 1時間00分	A
③	運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項	・シートベルトの着用の徹底の指導 ・運行の安全のために留意すべき事項及び旅客の安全確保のために留意すべき事項	☒ ☒	令和8年6月5日 2時間03分	グッドラーニング
④	危険の予測及び回避	・事故につながる恐れのある危険の理解 ・事故を回避するための運転方法等	☒ ☒	令和8年6月5日 2時間27分	グッドラーニング
		◎運転する自動車と同一の車種区分の自動車をを用いた制動装置の急な操作方法の指導	☒	令和8年7月8日 1時間00分	A
⑤	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	・安全性向上のための装置等の理解 ・適切な運転方法の指導	☒ ☒	令和8年6月5日 0時間48分	グッドラーニング
⑥	ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正	・⑦のドライブレコーダーの記録による運転者自身の運転特性の把握、必要に応じて是正のための必要な指導	☒	令和8年7月15日 1時間00分	B
⑦	安全運転の実技	・実際に運行する経路(高速道路、坂道、隘路、市街地等)において、運転者が実際に運転する自動車と同一の車種区分の自動車をを用いて添乗により指導 ・雪道又は夜間の運行を行う運転者にあつては、必要に応じてそれらの運行経路又は時間帯においても指導を行うこと	☒ ☒	別紙「安全運転の実技指導」に記載すること	
1	使用したテキスト、資料の写を添付した本記録票を3年間保存すること。また、安全運転の実技におけるドライブレコーダーの記録(最低20時間分)及び習得の程度の確認をドライブレコーダーの記録により行った場合その記録並びに安全運転の実技における運行記録計で記録した瞬間速度、運行距離及び運行時間の記録を3年間保存すること。				
2	具体的な内容を乗務員等台帳に記載するか、又は乗務員等台帳に実施年月日を記載した上でこの書面を台帳に添付すること。				
3	指導実施後、2週間以内にドライブレコーダーの記録(15分程度)又は添乗等の方法により習得度の程度を確認し、必要に応じて指導を行うこと。なお、ドライブレコーダーの記録で確認する場合は、高速道路、坂道、隘路、市街地、駐車場における記録を確認するよう可能な限り努めること。				

◎安全運転の実技指導(添乗で合計20時間以上実施する事)

実技指導の内容及び実施場所	判定	実施日・時間	添乗者
・乗客へのアナウンス(シートベルトの着用、非常口の位置と使用方法、非常ブレーキの位置と使用方法等) 実施場所: 車庫内、車庫～東温総合運動公園	☒	令和8年7月9日 1時間30分	A
・バス車両の特性(車両の死角、発車時のアンダーミラーによる前方確認、バックカメラの特性の理解、内輪差とオーバーハング、速度に合ったギアの選択) 実施場所: 車庫内、東温総合運動公園駐車場	☒	令和8年7月9日 2時間30分	A
・一般道・夜間の走行(出発前の危険箇所の指導、目転車・歩行者の動き、停車中の安全確認、隘路の走行、右左折時の注意点、夜間走行の注意点等) 実施場所: 松山市内～久万高原町 実施場所: 松山市内～松山空港	☒	令和8年7月14日 4時間00分 令和8年7月14日 1時間00分	A B
・上り坂の走行(勾配が変わらない場合の一定のギアの保持、見通しの悪いカーブでの注意点、道幅が狭いカーブでの注意点等) 実施場所: 松山市内～桜三里～マイントピア別子～松山市内	☒	令和8年7月12日 4時間00分	A
・下り坂の走行(排気ブレーキ・リターダーの活用、実車と空車の違い、フットブレーキ使用時の注意点、シフトダウンの注意点、カーブの走行方法、ギア選択時の注意点) 実施場所: 松山市内～桜三里～マイントピア別子～松山市内	☒	令和8年7月12日 1時間00分	A
・高速道路の走行(ETCレーンの通過、本線への合流、排気ブレーキ等を使用した下り坂での走行方法、速度に応じた車間距離の確保、サービスエリアでの注意点等) 実施場所: 西予宇和インターチェンジ～津島高田インターチェンジ間	☒	令和8年7月13日 7時間00分	B
・運転総括(狭隘区間、上り坂下り坂走行) 実施場所: 松山市～広田方面	☒	令和8年7月15日 3時間30分	A
所見、総合判定 車両感覚、ギアの使い方、運転技術など長年の経験もあり、基本的な運転操作から、狭隘区間や上り下り坂の走行、運転についてはまったく問題もなく安心していただける。 ただ高齢であることから高速道路走行や長距離の運行については運行にあたり十分な配慮が必要かと思われる。本人にも年齢による衰えについて自覚した運転を心がけるよう指導した。			

◎安全運転の実技指導例(国土交通省の「貸切バスにおける実技指導の具体例の解説動画」による)

指導内容	指導のポイント	日時	判定
乗客へのアナウンス	・シートベルトの着用、非常口の位置と使用方法	7/9	可
	・非常ブレーキの位置と使用方法	7/9	可
バス車両の特性	・車両の死角を理解する。	7/9	可
	・発車時は、アンダーミラーにより、バス前方の安全を確認する。	7/9	可
	・バックアイカメラの特性を理解する。	7/9	可
	・運転する車両の内輪差とオーバーハングを把握する。	7/9	可
	・速度にあったギヤを選択する。	7/9	可
一般道・夜間の走行	・出発前に事故の危険性が高い箇所を把握し、適切な運転操作を指導する。	7/14	可
	・自転車・歩行者等の動きに注意する。	7/14	可
	・停車中も適宜後方の安全を確認する。	7/14	可
	・隘路を走行する際は、歩行者、自転車、電柱、道路標識、屋根、軒等に注意する。	7/14	可
	・左折時には、内輪差による巻き込み及びリヤオーバーハングに注意する。	7/14	可
	・右折時には、対向の二輪車や横断歩道上の自転車・歩行者に注意する。	7/14	可
	・夜間走行は日中と見え方が異なるので、自転車・歩行者・特に二輪車には注意する	7/14	可
上り坂の走行	・勾配が変わらない場合、一定のギヤを保持して走行し、下り坂で同じギヤを使用するためギヤを覚えておく。	7/12	可
	・見通しの悪いカーブでは、対向車等の危険予測を行い、注意して走行する。	7/12	可
	・道幅が狭く、やむを得ずセンターラインを超える場合は、速度を控え対向車の妨げとならないよう注意する。	7/12	可
下り坂の走行	・排気ブレーキ及びリターダーを使用し、フットブレーキを踏み過ぎないように注意する。	7/12	可
	・乗客がいる場合は、その重量が加わることでブレーキが効きづらくなるため注意する	7/12	可
	・過回転に注意し、さらに加速するような場合にはフットブレーキを使用する。	7/12	可
	・フットブレーキを使用する際には、ブレーキの加熱に注意する。	7/12	可
	・エンジンの回転数が合っていないとギヤが入らないことがあるため注意する。	7/12	可
	・カーブでは手前で減速し、なるべく外側を走行する。	7/12	可
	・上りと同じギヤもしくは一段低いギヤを使用し、上りよりも高いギヤは使用しない。	7/12	可
高速道路の走行	・ETCレーン通過時には、前後左右の車両の動きに注意する。	7/13	可
	・ETCレーンでは、時速20km以下の速度で通過する。	7/13	可
	・合流地点では、譲り合いを心がける。	7/13	可
	・下り坂は、速度超過に繋がりがやすいため、排気ブレーキ等を適切に使用し、一定の速度を保って走行する。	7/13	可
	・速度に応じた適切な車間距離を保って走行する。	7/13	可
	・サービスエリア内では、特に左からの車両や歩行者に注意する。	7/13	可

事業者名 KAN株式会社
営業所名 本社営業所

社長	統括安全管理	運行管理
秋山	井谷	沖村

特別指導記録 <初任運転者>

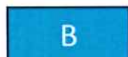
旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項による

運転者名	選任年月日	指導時間		ドライブレコーダー記録のファイル名
②	令和8年7月23日	座学指導 11時間13分	実技指導 25時間00分	2026年7月16日～22日 ② 3001

①～⑥までの項目(座学指導)について合計で10時間以上実施すること
⑦の項目(実技指導)について、20時間以上実施すること。

初任運転者への特別な指導内容		実施内容	チェック	実施日・時間	指導者
①	事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項	・法令に基づき運転者が遵守すべき事項 ・交通ルールの遵守と理解 ・運行指示書の遵守と理解 ・安全運行の基本的な心構え	☒ ☒ ☒ ☒	令和8年5月25日 3時間48分	グッドラーニング
②	事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法	・自動車の基本的な構造及び装置の概要 ・車高、視野、死角、内輪差等の理解 ・日常点検の方法	☒ ☒ ☒	令和8年5月25日 0時間46分	グッドラーニング
		◎運転する自動車と同一の車種区分の自動車をを用いた指導	☒	令和8年7月16日 1時間00分	A
③	運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項	・シートベルトの着用の徹底の指導 ・運行の安全のために留意すべき事項及び旅客の安全確保のために留意すべき事項	☒ ☒	令和8年5月26日 1時間40分	グッドラーニング
④	危険の予測及び回避	・事故につながる恐れのある危険の理解 ・事故を回避するための運転方法等	☒ ☒	令和8年5月30日 1時間40分	グッドラーニング
		◎運転する自動車と同一の車種区分の自動車をを用いた制動装置の急な操作方法の指導	☒	令和8年7月16日 1時間00分	B
⑤	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	・安全性向上のための装置等の理解 ・適切な運転方法の指導	☒ ☒	令和8年5月30日 0時間19分	グッドラーニング
⑥	ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正	・⑦のドライブレコーダーの記録による運転者自身の運転特性の把握、必要に応じて是正のための必要な指導	☒	令和8年7月22日 1時間00分	A
⑦	安全運転の実技	・実際に運行する経路(高速道路、坂道、隘路、市街地等)において、運転者が実際に運転する自動車と同一の車種区分の自動車をを用いて添乗により指導 ・雪道又は夜間の運行を行う運転者にあつては、必要に応じてそれらの運行経路又は時間帯においても指導を行うこと	☒ ☒	別紙「安全運転の実技指導」に記載すること	
1	使用したテキスト、資料の写を添付した本記録票を3年間保存すること。また、安全運転の実技におけるドライブレコーダーの記録(最低20時間分)及び習得の程度の確認をドライブレコーダーの記録により行った場合その記録並びに安全運転の実技における運行記録計で記録した瞬間速度、運行距離及び運行時間の記録を3年間保存すること。				
2	具体的な内容を乗務員等台帳に記載するか、又は乗務員等台帳に実施年月日を記載した上でこの書面を台帳に添付すること。				
3	指導実施後、2週間以内にドライブレコーダーの記録(15分程度)又は添乗等の方法により習得度の程度を確認し、必要に応じて指導を行うこと。なお、ドライブレコーダーの記録で確認する場合は、高速道路、坂道、隘路、市街地、駐車場における記録を確認するよう可能な限り努めること。				

◎安全運転の実技指導(添乗で合計20時間以上実施する事)

実技指導の内容及び実施場所	判定	実施日・時間	添乗者
・乗客へのアナウンス(シートベルトの着用、非常口の位置と使用方法、非常ブレーキの位置と使用方法等) 実施場所: 車庫内、車庫～東温総合運動公園	☒	令和8年7月16日 2時間00分	
・バス車両の特性(車両の死角、発車時のアンダーミラーによる前方確認、バックカメラの特性の理解、内輪差とオーバーハング、速度に合ったギアの選択) 実施場所: 車庫内、東温総合運動公園駐車場	☒	令和8年7月16日 3時間00分	
・一般道・夜間の走行(出発前の危険箇所の指導、自転車・歩行者の動き、停車中の安全確認、隘路の走行、右左折時の注意点、夜間走行の注意点等) 実施場所: 松山市内～大洲～宇和島	☒	令和8年7月21日 4時間00分	
・上り坂の走行(勾配が変わらない場合の一定のギアの保持、見通しの悪いカーブでの注意点、道幅が狭いカーブでの注意点等) 実施場所: 松山市内～桜三里～久万高原町～松山市	☒	令和8年7月17日 3時間30分	
・下り坂の走行(排気ブレーキ・リターダーの活用、実車と空車の違い、フットブレーキ使用時の注意点、シフトダウンの注意点、カーブの走行方法、ギア選択時の注意点) 実施場所: 松山市内～桜三里～久万高原町～松山市	☒	令和8年7月17日 3時間30分	
・高速道路の走行(ETCレーンの通過、本線への合流、排気ブレーキ等を使用した下り坂での走行方法、速度に応じた車間距離の確保、サービスエリアでの注意点等) 実施場所: 西予宇和インターチェンジ～津島高田インターチェンジ間 伊予インターチェンジ～伊予灘サービスエリア～松山インターチェンジ間	☒	令和8年7月21日 4時間00分	
・運転総括(狭隘区間、上り坂下り坂走行) 実施場所: 松山市～北条方面～久万高原町	☒	令和8年7月22日 6時間00分	 
所見、総合判定 走行、技能、安全意識など基本的な行動や感覚には問題ない。ただ性格的に用心深く安全第一な運転や考えが優先しすぎて、マニュアルに忠実な考え方や、運転に対して臆病になり過剰に警戒してしまうところが見受けられた。今後、運転時間を積むことで解消されていくと思われる。			

◎安全運転の実技指導例(国土交通省の「貸切バスにおける実技指導の具体例の解説動画」による)

指導内容	指導のポイント	日時	判定
乗客へのアナウンス	・シートベルトの着用、非常口の位置と使用方法	7/16	可
	・非常ブレーキの位置と使用方法	7/16	可
バス車両の特性	・車両の死角を理解する。	7/16	可
	・発車時は、アンダーミラーにより、バス前方の安全を確認する。	7/16	可
	・バックアイカメラの特性を理解する。	7/16	可
	・運転する車両の内輪差とオーバーハングを把握する。	7/16	可
	・速度にあったギヤを選択する。	7/16	可
一般道・夜間の走行	・出発前に事故の危険性が高い箇所を把握し、適切な運転操作を指導する。	7/21	可
	・自転車・歩行者等の動きに注意する。	7/21	可
	・停車中も適宜後方の安全を確認する。	7/21	可
	・隘路を走行する際は、歩行者、自転車、電柱、道路標識、屋根、軒等に注意する。	7/21	可
	・左折時には、内輪差による巻き込み及びりやオーバーハングに注意する。	7/21	可
	・右折時には、対向の二輪車や横断歩道上の自転車・歩行者に注意する。	7/21	可
	・夜間走行は日中と見え方が異なるので、自転車・歩行者・特に二輪車には注意する	7/21	可
上り坂の走行	・勾配が変わらない場合、一定のギヤを保持して走行し、下り坂で同じギヤを使用するためギヤを覚えておく。	7/17	可
	・見通しの悪いカーブでは、対向車等の危険予測を行い、注意して走行する。	7/17	可
	・道幅が狭く、やむを得ずセンターラインを超える場合は、速度を控え対向車の妨げとならないよう注意する。	7/17	可
下り坂の走行	・排気ブレーキ及びリターダーを使用し、フットブレーキを踏み過ぎないように注意する	7/17	可
	・乗客がいる場合は、その重量が加わることでブレーキが効きづらくなるため注意する	7/17	可
	・過回転に注意し、さらに加速するような場合にはフットブレーキを使用する。	7/17	可
	・フットブレーキを使用する際には、ブレーキの加熱に注意する。	7/17	可
	・エンジンの回転数が合っていないとギヤが入らないことがあるため注意する。	7/17	可
	・カーブでは手前で減速し、なるべく外側を走行する。	7/17	可
	・上りと同じギヤもしくは一段低いギヤを使用し、上りよりも高いギヤは使用しない。	7/17	可
高速道路の走行	・ETCレーン通過時には、前後左右の車両の動きに注意する。	7/21	可
	・ETCレーンでは、時速20km以下の速度で通過する。	7/21	可
	・合流地点では、譲り合いを心がける。	7/21	可
	・下り坂は、速度超過に繋がりがやすいため、排気ブレーキ等を適切に使用し、一定の速度を保って走行する。	7/21	可
	・速度に応じた適切な車間距離を保って走行する。	7/21	可
	・サービスエリア内では、特に左からの車両や歩行者に注意する。	7/21	可

事業者名 KAN株式会社
営業所名 本社営業所

社長	統括安全管理	運行管理
秋山	井谷	沖村

特別指導記録 <初任運転者>

旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項による

運転者名	選任年月日	指導時間		ドライブレコーダー記録のファイル名
③	令和8年8月16日	座学指導 10時間03分	実技指導 23時間55分	2026年7月26日～8月15日 ③ 3001

①～⑥までの項目(座学指導)について合計で10時間以上実施すること
⑦の項目(実技指導)について、20時間以上実施すること。

初任運転者への特別な指導内容		実施内容	チェック	実施日・時間	指導者
①	事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項	・法令に基づき運転者が遵守すべき事項 ・交通ルールの遵守と理解 ・運行指示書の遵守と理解 ・安全運行の基本的な心構え	☒ ☒ ☒ ☒	令和8年6月1日～3日 2時間52分	グッドラーニング
②	事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法	・自動車の基本的な構造及び装置の概要 ・車高、視野、死角、内輪差等の理解 ・日常点検の方法 ◎運転する自動車と同一の車種区分の自動車をを用いた指導	☒ ☒ ☒ ☒	令和8年6月3日 0時間49分 令和8年7月26日 1時間00分	グッドラーニング A
③	運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項	・シートベルトの着用の徹底の指導 ・運行の安全のために留意すべき事項及び旅客の安全確保のために留意すべき事項	☒ ☒	令和8年6月3日～5日 1時間55分	グッドラーニング
④	危険の予測及び回避	・事故につながる恐れのある危険の理解 ・事故を回避するための運転方法等 ◎運転する自動車と同一の車種区分の自動車をを用いた制動装置の急な操作方法の指導	☒ ☒ ☒	令和8年6月5日 1時間54分 令和8年7月26日 1時間00分	グッドラーニング A
⑤	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	・安全性向上のための装置等の理解 ・適切な運転方法の指導	☒ ☒	令和8年6月5日 0時間33分	グッドラーニング
⑥	ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正	・⑦のドライブレコーダーの記録による運転者自身の運転特性の把握、必要に応じて是正のための必要な指導	☒	令和8年8月9日 1時間00分	A
⑦	安全運転の実技	・実際に運行する経路(高速道路、坂道、隘路、市街地等)において、運転者が実際に運転する自動車と同一の車種区分の自動車をを用いて添乗により指導 ・雪道又は夜間の運行を行う運転者にあつては、必要に応じてそれらの運行経路又は時間帯においても指導を行うこと	☒ ☒	別紙「安全運転の実技指導」に記載すること	
1	使用したテキスト、資料の写を添付した本記録票を3年間保存すること。また、安全運転の実技におけるドライブレコーダーの記録(最低20時間分)及び習得の程度を確認をドライブレコーダーの記録により行った場合その記録並びに安全運転の実技における運行記録計で記録した瞬間速度、運行距離及び運行時間の記録を3年間保存すること。				
2	具体的な内容を乗務員等台帳に記載するか、又は乗務員等台帳に実施年月日を記載した上でこの書面を台帳に添付すること。				
3	指導実施後、2週間以内にドライブレコーダーの記録(15分程度)又は添乗等の方法により習得度の程度を確認し、必要に応じて指導を行うこと。なお、ドライブレコーダーの記録で確認する場合は、高速道路、坂道、隘路、市街地、駐車場における記録を確認するよう可能な限り努めること。				

◎安全運転の実技指導(添乗で合計20時間以上実施する事)

実技指導の内容及び実施場所	判定	実施日・時間	添乗者
・乗客へのアナウンス(シートベルトの着用、非常口の位置と使用方法、非常ブレーキの位置と使用方法等) 実施場所: 車庫内	☒	令和8年7月26日 0時間30分	A
・バス車両の特性(車両の死角、発車時のアンダーミラーによる前方確認、バックカメラの特性の理解、内輪差とオーバーハング、速度に合ったギアの選択) 実施場所: 車庫内	☒	令和8年7月26日 0時間30分	A
・一般道・夜間の走行(出発前の危険箇所の指導、自転車・歩行者の動き、停車中の安全確認、隘路の走行、右左折時の注意点、夜間走行の注意点等) 実施場所: 松山市内～八幡浜市内	☒	令和8年8月9日 5時間00分 令和8年8月15日 3時間55分	A
・上り坂の走行(勾配が変わらない場合の一定のギヤの保持、見通しの悪いカーブでの注意点、道幅が狭いカーブでの注意点等) 実施場所: 松山市内～砥部～高知市内	☒	令和8年7月26日 4時間00分	A
・下り坂の走行(排気ブレーキ・リターダーの活用、実車と空車の違い、フットブレーキ使用時の注意点、シフトダウンの注意点、カーブの走行方法、ギヤ選択時の注意点) 実施場所: 松山市内～砥部～高知市内	☒	令和8年7月26日 4時間00分	A
・高速道路の走行(ETCレーンの通過、本線への合流、排気ブレーキ等を使用した下り坂での走行方法、速度に応じた車間距離の確保、サービスエリアでの注意点等) 実施場所: 西予宇和インターチェンジ～津島高田インターチェンジ間 伊予インターチェンジ～伊予灘サービスエリア～松山インターチェンジ間	☒	令和8年8月2日 6時間00分	A
	☐	年 月 日 時間 分	
所見、総合判定 基本的な操作や車両感覚などの運転技術は概ね良好。しかし、適性診断の指摘通り、交差点等での判断動作のタイミングに遅れが見られる。また、前方の歩行者など特定の対象に注意が一点集中する傾向があり、周囲への注意配分不足が散見された。その結果、遅れを挽回しようと先急ぎの操作に繋がっている。特性の自覚と克服が今後の課題である。注意が偏っていると感じたときこそ、意識的に視線を広く動かし、ワンテンポ置いた確実な安全確認を心がけさせ、自身の運転特性を深く自覚し、さらなる安全運転技術の向上を期待する。			

◎安全運転の実技指導例(国土交通省の「貸切バスにおける実技指導の具体例の解説動画」による)

指導内容	指導のポイント	日時	判定
乗客へのアナウンス	・シートベルトの着用、非常口の位置と使用方法	7/26	可
	・非常ブレーキの位置と使用方法	7/26	可
バス車両の特性	・車両の死角を理解する。	7/26	可
	・発車時は、アンダーミラーにより、バス前方の安全を確認する。	7/26	可
	・バックアイカメラの特性を理解する。	7/26	可
	・運転する車両の内輪差とオーバーハングを把握する。	7/26	可
	・速度にあったギヤを選択する。	7/26	可
一般道・夜間の走行	・出発前に事故の危険性が高い箇所を把握し、適切な運転操作を指導する。	8/9	可
	・自転車・歩行者等の動きに注意する。	8/9	可
	・停車中も適宜後方の安全を確認する。	8/9	可
	・隘路を走行する際は、歩行者、自転車、電柱、道路標識、屋根、軒等に注意する。	8/9	可
	・左折時には、内輪差による巻き込み及びリヤオーバーハングに注意する。	8/9	可
	・右折時には、対向の二輪車や横断歩道上の自転車・歩行者に注意する。	8/9	可
	・夜間走行は日中と見え方が異なるので、自転車・歩行者・特に二輪車には注意する	8/15	可
上り坂の走行	・勾配が変わらない場合、一定のギヤを保持して走行し、下り坂で同じギヤを使用するためギヤを覚えておく。	7/26	可
	・見通しの悪いカーブでは、対向車等の危険予測を行い、注意して走行する。	7/26	可
	・道幅が狭く、やむを得ずセンターラインを超える場合は、速度を控え対向車の妨げとならないよう注意する。	7/26	可
下り坂の走行	・排気ブレーキ及びリターダーを使用し、フットブレーキを踏み過ぎないように注意する	7/26	可
	・乗客がいる場合は、その重量が加わることでブレーキが効きづらくなるため注意する	7/26	可
	・過回転に注意し、さらに加速するような場合にはフットブレーキを使用する。	7/26	可
	・フットブレーキを使用する際には、ブレーキの加熱に注意する。	7/26	可
	・エンジンの回転数が合っていないとギヤが入らないことがあるため注意する。	7/26	可
	・カーブでは手前で減速し、なるべく外側を走行する。	7/26	可
	・上りと同じギヤもしくは一段低いギヤを使用し、上りよりも高いギヤは使用しない。	7/26	可
高速道路の走行	・ETCレーン通過時には、前後左右の車両の動きに注意する。	8/2	可
	・ETCレーンでは、時速20km以下の速度で通過する。	8/2	可
	・合流地点では、譲り合いを心がける。	8/2	可
	・下り坂は、速度超過に繋がりがやすいため、排気ブレーキ等を適切に使用し、一定の速度を保って走行する。	8/2	可
	・速度に応じた適切な車間距離を保って走行する。	8/2	可
	・サービスエリア内では、特に左からの車両や歩行者に注意する。	8/2	可

事業者名 KAN株式会社
営業所名 本社営業所

社長	統括安全管理	運行管理
秋山	井谷	沖村

特別指導記録 <初任運転者>

旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項による

運転者名	選任年月日	指導時間		ドライブレコーダー記録のファイル名
④	令和8年8月15日	座学指導 10時間49分	実技指導 21時間35分	2026年7月27日～8月14日 ④ 3001

①～⑥までの項目(座学指導)について合計で10時間以上実施すること
⑦の項目(実技指導)について、20時間以上実施すること。

初任運転者への特別な指導内容		実施内容	チェック	実施日・時間	指導者
①	事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項	・法令に基づき運転者が遵守すべき事項 ・交通ルールの遵守と理解 ・運行指示書の遵守と理解 ・安全運行の基本的な心構え	☒ ☒ ☒ ☒	令和8年7月28日 2時間35分	グッドラーニング
②	事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法	・自動車の基本的な構造及び装置の概要 ・車高、視野、死角、内輪差等の理解 ・日常点検の方法	☒ ☒ ☒	令和8年7月28日 0時間47分	グッドラーニング
		◎運転する自動車と同一の車種区分の自動車を用いた指導	☒	令和8年7月27日 1時間00分	C
③	運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項	・シートベルトの着用の徹底の指導 ・運行の安全のために留意すべき事項及び旅客の安全確保のために留意すべき事項	☒ ☒	令和8年7月29日 令和8年7月31日 2時間55分	グッドラーニング
④	危険の予測及び回避	・事故につながる恐れのある危険の理解 ・事故を回避するための運転方法等	☒ ☒	令和8年7月31日 1時間05分	グッドラーニング
		◎運転する自動車と同一の車種区分の自動車を用いた制動装置の急な操作方法の指導	☒	令和8年7月27日 0時間30分	C
⑤	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	・安全性向上のための装置等の理解 ・適切な運転方法の指導	☒ ☒	令和8年7月31日 0時間57分	グッドラーニング
⑥	ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正	・⑦のドライブレコーダーの記録による運転者自身の運転特性の把握、必要に応じて是正のための必要な指導	☒	令和8年7月31日 1時間00分	A
⑦	安全運転の実技	・実際に運行する経路(高速道路、坂道、隘路、市街地等)において、運転者が実際に運転する自動車と同一の車種区分の自動車を用いて添乗により指導 ・雪道又は夜間の運行を行う運転者にあつては、必要に応じてそれらの運行経路又は時間帯においても指導を行うこと	☒ ☒	別紙「安全運転の実技指導」に記載すること	
1	使用したテキスト、資料の写を添付した本記録票を3年間保存すること。また、安全運転の実技におけるドライブレコーダーの記録(最低20時間分)及び習得の程度の確認をドライブレコーダーの記録により行った場合その記録並びに安全運転の実技における運行記録計で記録した瞬間速度、運行距離及び運行時間の記録を3年間保存すること。				
2	具体的な内容を乗務員等台帳に記載するか、又は乗務員等台帳に実施年月日を記載した上でこの書面を台帳に添付すること。				
3	指導実施後、2週間以内にドライブレコーダーの記録(15分程度)又は添乗等の方法により習得度の程度を確認し、必要に応じて指導を行うこと。なお、ドライブレコーダーの記録で確認する場合は、高速道路、坂道、隘路、市街地、駐車場における記録を確認するよう可能な限り努めること。				

◎安全運転の実技指導(添乗で合計20時間以上実施する事)

実技指導の内容及び実施場所	判定	実施日・時間	添乗者
・乗客へのアナウンス(シートベルトの着用、非常口の位置と使用方法、非常ブレーキの位置と使用方法等) 実施場所: 車庫内、車庫～久万高原町	☒	令和8年7月27日 1時間00分	C
・バス車両の特性(車両の死角、発車時のアンダーミラーによる前方確認、バックカメラの特性の理解、内輪差とオーバーハング、速度に合ったギアの選択) 実施場所: 車庫内、久万高原町	☒	令和8年7月27日 1時間45分	C
・一般道・夜間の走行(出発前の危険箇所の指導、自転車・歩行者の動き、停車中の安全確認、隘路の走行、右左折時の注意点、夜間走行の注意点等) 実施場所: 松山市内～大洲市～宇和島市	☒	令和8年7月29日 7時間00分	C
・上り坂の走行(勾配が変わらない場合の一定のギアの保持、見通しの悪いカーブでの注意点、道幅が狭いカーブでの注意点等) 実施場所: 松山市内～久万高原町～松山市内	☒	令和8年7月30日 3時間30分	C
・下り坂の走行(排気ブレーキ・リターダーの活用、実車と空車の違い、フットブレーキ使用時の注意点、シフトダウンの注意点、カーブの走行方法、ギヤ選択時の注意点) 実施場所: 松山市内～久万高原町～松山市内	☒	令和8年7月30日 3時間00分	A
・高速道路の走行(ETCレーンの通過、本線への合流、排気ブレーキ等を使用した下り坂での走行方法、速度に応じた車間距離の確保、サービスエリアでの注意点等) 実施場所: 西予宇和インターチェンジ～津島高田インターチェンジ間 伊予インターチェンジ～伊予灘サービスエリア～松山インターチェンジ間	☒	令和8年7月29日 2時間00分	C
総括 実施場所: 松山市～北条～今治～桜三里～松山市	☒	令和8年8月14日 3時間20分	B
所見、総合判定 トラックやダンプ等の経験から、大型車両の車両感覚や基本の運転技術は概ね良好で、安定した走行ができています。しかし、今後は乗客を乗せるという性質上、乗り心地への配慮が不可欠である。現状は、発進時の加速や停車時の制動において、スムーズさや静粛性を欠くなど、旅客輸送に必要な細やかな運転技術に物足りなさが残る。基本技術は十分備わっているため、今後は「他者を乗せている」という意識への転換が鍵となる。乗客の安心感や快適性を常に第一に考え、丁寧なペダル操作を徹底し、相手を思いやる気持ちを大切に、さらなる旅客運転技術の向上を期待する。			

◎安全運転の実技指導例(国土交通省の「貸切バスにおける実技指導の具体例の解説動画」による)

指導内容	指導のポイント	日時	判定
乗客へのアナウンス	・シートベルトの着用、非常口の位置と使用方法	7/27	可
	・非常ブレーキの位置と使用方法	7/27	可
バス車両の特性	・車両の死角を理解する。	7/27	可
	・発車時は、アンダーミラーにより、バス前方の安全を確認する。	7/27	可
	・バックアイカメラの特性を理解する。	7/27	可
	・運転する車両の内輪差とオーバーハングを把握する。	7/27	可
	・速度にあったギヤを選択する。	7/27	可
一般道・夜間の走行	・出発前に事故の危険性が高い箇所を把握し、適切な運転操作を指導する。	7/29	可
	・自転車・歩行者等の動きに注意する。	7/29	可
	・停車中も適宜後方の安全を確認する。	7/29	可
	・隘路を走行する際は、歩行者、自転車、電柱、道路標識、屋根、軒等に注意する。	7/29	可
	・左折時には、内輪差による巻き込み及びリヤオーバーハングに注意する。	7/29	可
	・右折時には、対向の二輪車や横断歩道上の自転車・歩行者に注意する。	7/29	可
	・夜間走行は日中と見え方が異なるので、自転車・歩行者・特に二輪車には注意する	7/29	可
上り坂の走行	・勾配が変わらない場合、一定のギヤを保持して走行し、下り坂で同じギヤを使用するためギヤを覚えておく。	7/30	可
	・見通しの悪いカーブでは、対向車等の危険予測を行い、注意して走行する。	7/30	可
	・道幅が狭く、やむを得ずセンターラインを超える場合は、速度を控え対向車の妨げとならないよう注意する。	7/30	可
下り坂の走行	・排気ブレーキ及びリターダーを使用し、フットブレーキを踏み過ぎないように注意する	7/30	可
	・乗客がいる場合は、その重量が加わることでブレーキが効きづらくなるため注意する	7/30	可
	・過回転に注意し、さらに加速するような場合にはフットブレーキを使用する。	7/30	可
	・フットブレーキを使用する際には、ブレーキの加熱に注意する。	7/30	可
	・エンジンの回転数が合っていないとギヤが入らないことがあるため注意する。	7/30	可
	・カーブでは手前で減速し、なるべく外側を走行する。	7/30	可
	・上りと同じギヤもしくは一段低いギヤを使用し、上りよりも高いギヤは使用しない。	7/30	可
高速道路の走行	・ETCレーン通過時には、前後左右の車両の動きに注意する。	7/29	可
	・ETCレーンでは、時速20km以下の速度で通過する。	7/29	可
	・合流地点では、譲り合いを心がける。	7/29	可
	・下り坂は、速度超過に繋がりがやすいため、排気ブレーキ等を適切に使用し、一定の速度を保って走行する。	7/29	可
	・速度に応じた適切な車間距離を保って走行する。	7/29	可
	・サービスエリア内では、特に左からの車両や歩行者に注意する。	7/29	可

事業者名 KAN株式会社
営業所名 本社営業所

社長	統括安全管理	運行管理
秋山	井谷	沖村

特別指導記録 <初任運転者>

旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項による

運転者名	選任年月日	指導時間		ドライブレコーダー記録のファイル名
⑤	令和8年8月22日	座学指導	実技指導	2026年8月17日～21日
		10時間25分	22時間10分	3001

①～⑥までの項目(座学指導)について合計で10時間以上実施すること

⑦の項目(実技指導)について、20時間以上実施すること。

初任運転者への特別な指導内容		実施内容	チェック	実施日・時間	指導者
①	事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項	・法令に基づき運転者が遵守すべき事項 ・交通ルールの遵守と理解 ・運行指示書の遵守と理解 ・安全運行の基本的な心構え	☒ ☒ ☒ ☒	令和8年6月18日、19日、22日 2時間29分	グッドラーニング
②	事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法	・自動車の基本的な構造及び装置の概要 ・車高、視野、死角、内輪差等の理解 ・日常点検の方法 ◎運転する自動車と同一の車種区分の自動車を用いた指導	☒ ☒ ☒ ☒	令和8年6月22日 0時間47分 令和8年8月17日 1時間00分	グッドラーニング 
③	運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項	・シートベルトの着用の徹底の指導 ・運行の安全のために留意すべき事項及び旅客の安全確保のために留意すべき事項	☒ ☒	令和8年6月22日 1時間51分	グッドラーニング
④	危険の予測及び回避	・事故につながる恐れのある危険の理解 ・事故を回避するための運転方法等 ◎運転する自動車と同一の車種区分の自動車を用いた制動装置の急な操作方法の指導	☒ ☒ ☒	令和8年6月22日、23日 1時間42分 令和8年8月17日 1時間00分	グッドラーニング 
⑤	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	・安全性向上のための装置等の理解 ・適切な運転方法の指導	☒ ☒	令和8年6月23日 0時間36分	グッドラーニング
⑥	ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正	・⑦のドライブレコーダーの記録による運転者自身の運転特性の把握、必要に応じて是正のための必要な指導	☒	令和8年8月21日 1時間00分	
⑦	安全運転の実技	・実際に運行する経路(高速道路、坂道、隘路、市街地等)において、運転者が実際に運転する自動車と同一の車種区分の自動車を用いて添乗により指導 ・雪道又は夜間の運行を行う運転者にあつては、必要に応じてそれらの運行経路又は時間帯においても指導を行うこと	☒ ☒	別紙「安全運転の実技指導」に記載すること	
1	使用したテキスト、資料の写を添付した本記録票を3年間保存すること。また、安全運転の実技におけるドライブレコーダーの記録(最低20時間分)及び習得の程度を確認をドライブレコーダーの記録により行った場合その記録並びに安全運転の実技における運行記録計で記録した瞬間速度、運行距離及び運行時間の記録を3年間保存すること。				
2	具体的な内容を乗務員等台帳に記載するか、又は乗務員等台帳に実施年月日を記載した上でこの書面を台帳に添付すること。				
3	指導実施後、2週間以内にドライブレコーダーの記録(15分程度)又は添乗等の方法により習得度の程度を確認し、必要に応じて指導を行うこと。なお、ドライブレコーダーの記録で確認する場合は、高速道路、坂道、隘路、市街地、駐車場における記録を確認するよう可能な限り努めること。				

◎安全運転の実技指導(添乗で合計20時間以上実施する事)

実技指導の内容及び実施場所	判定	実施日・時間	添乗者
・乗客へのアナウンス(シートベルトの着用、非常口の位置と使用方法、非常ブレーキの位置と使用方法等) 実施場所: 車庫内	☒	令和8年8月17日 0時間30分	C
・バス車両の特性(車両の死角、発車時のアンダーミラーによる前方確認、バックカメラの特性の理解、内輪差とオーバーハング、速度に合ったギアの選択) 実施場所: 車庫内	☒	令和8年8月17日 0時間30分	C
・一般道・夜間の走行(出発前の危険箇所の指導、自転車・歩行者の動き、停車中の安全確認、隘路の走行、右左折時の注意点、夜間走行の注意点等) 実施場所: 車庫～松山市内～車庫	☒	令和8年8月20日 1時間50分	A
・上り坂の走行(勾配が変わらない場合の一定のギヤの保持、見通しの悪いカーブでの注意点、道幅が狭いカーブでの注意点等) 実施場所: 松山市内～四国中央市～松山市内	☒	令和8年8月17日 3時間15分	C
・下り坂の走行(排気ブレーキ・リターダーの活用、実車と空車の違い、フットブレーキ使用時の注意点、シフトダウンの注意点、カーブの走行方法、ギヤ選択時の注意点) 実施場所: 松山市内～四国中央市～松山市内	☒	令和8年8月17日 3時間30分	C
・高速道路の走行(ETCレーンの通過、本線への合流、排気ブレーキ等を使用した下り坂での走行方法、速度に応じた車間距離の確保、サービスエリアでの注意点等) 実施場所: 西予宇和インターチェンジ～津島高田インターチェンジ間 伊予インターチェンジ～伊予灘サービスエリア～松山インターチェンジ間	☒	令和8年8月19日 9時間30分	C
・総括 実施場所: 車庫～松山市内～今治市～車庫	☒	令和8年8月21日 3時間05分	A
所見、総合判定 大型・路線バスの運転経験が豊富であり、車両感覚の把握や周囲への目視確認、危険予測といった安全運転の基本動作は完全に定着している。加減速やブレーキングも極めて滑らかで、旅客輸送としての質の高い技術を有している。また、接客の意識やノウハウも十分に備わっており、車内事故防止への配慮も行き届いている。技術・意識ともに全く問題なく、即戦力として貸切バスの単独運行を任せられると判定する。			

◎安全運転の実技指導例(国土交通省の「貸切バスにおける実技指導の具体例の解説動画」による)

指導内容	指導のポイント	日時	判定
乗客へのアナウンス	・シートベルトの着用、非常口の位置と使用方法	8/17	可
	・非常ブレーキの位置と使用方法	8/17	可
バス車両の特性	・車両の死角を理解する。	8/17	可
	・発車時は、アンダーミラーにより、バス前方の安全を確認する。	8/17	可
	・バックアイカメラの特性を理解する。	8/17	可
	・運転する車両の内輪差とオーバーハングを把握する。	8/17	可
	・速度にあったギヤを選択する。	8/17	可
一般道・夜間の走行	・出発前に事故の危険性が高い箇所を把握し、適切な運転操作を指導する。	8/20	可
	・自転車・歩行者等の動きに注意する。	8/20	可
	・停車中も適宜後方の安全を確認する。	8/20	可
	・隘路を走行する際は、歩行者、自転車、電柱、道路標識、屋根、軒等に注意する。	8/20	可
	・左折時には、内輪差による巻き込み及びリヤオーバーハングに注意する。	8/20	可
	・右折時には、対向の二輪車や横断歩道上の自転車・歩行者に注意する。	8/20	可
	・夜間走行は日中と見え方が異なるので、自転車・歩行者・特に二輪車には注意する	8/20	可
上り坂の走行	・勾配が変わらない場合、一定のギヤを保持して走行し、下り坂で同じギヤを使用するためギヤを覚えておく。	8/17	可
	・見通しの悪いカーブでは、対向車等の危険予測を行い、注意して走行する。	8/17	可
	・道幅が狭く、やむを得ずセンターラインを超える場合は、速度を控え対向車の妨げとならないよう注意する。	8/17	可
下り坂の走行	・排気ブレーキ及びリターダーを使用し、フットブレーキを踏み過ぎないように注意する	8/17	可
	・乗客がいる場合は、その重量が加わることでブレーキが効きづらくなるため注意する	8/17	可
	・過回転に注意し、さらに加速するような場合にはフットブレーキを使用する。	8/17	可
	・フットブレーキを使用する際には、ブレーキの加熱に注意する。	8/17	可
	・エンジンの回転数が合っていないとギヤが入らないことがあるため注意する。	8/17	可
	・カーブでは手前で減速し、なるべく外側を走行する。	8/17	可
	・上りと同じギヤもしくは一段低いギヤを使用し、上りよりも高いギヤは使用しない。	8/17	可
高速道路の走行	・ETCレーン通過時には、前後左右の車両の動きに注意する。	8/19	可
	・ETCレーンでは、時速20km以下の速度で通過する。	8/19	可
	・合流地点では、譲り合いを心がける。	8/19	可
	・下り坂は、速度超過に繋がりやすいため、排気ブレーキ等を適切に使用し、一定の速度を保って走行する。	8/19	可
	・速度に応じた適切な車間距離を保って走行する。	8/19	可
	・サービスエリア内では、特に左からの車両や歩行者に注意する。	8/19	可